

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

I. 雇用保険法施行規則の一部改正

1. 特定求職者雇用開発助成金

(1) 長期不安定雇用者雇用開発コース助成金の改正概要

就職氷河期世代などの正社員経験がない又は乏しい就職困難者に対し、より適正な支援ができるよう、対象労働者の要件の一部を見直すとともに、コースの名称を変更する。

【現行制度の概要】

長期不安定雇用者の正社員としての就職を促進するため、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃した事等により長期にわたり不安定雇用を繰り返す者を正社員として雇い入れる事業主に対し、次のとおり助成する。

《対象労働者》

次のいずれにも該当する者

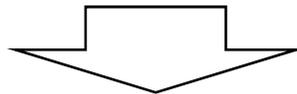
- ① 35歳以上60歳未満の者
- ② 雇入れ日の前日から起算して過去10年間に5回以上離職又は転職を繰り返している者

《対象事業主》

対象労働者を正社員として雇い入れた事業主

《支給額》

正社員として雇い入れた対象労働者1人につき50万円（中小企業事業主の場合は、60万円）



【改正後の内容】

(ア) 名称を「安定雇用実現コース助成金」とする。

(イ) 対象労働者の要件の②を、通常の労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に通常の労働者として雇用されたことがない者とする。

2. 人材開発支援助成金

(1) 人材開発支援助成金の助成メニューの新設及び助成対象範囲の拡大について
企業内における人材育成を引き続き効果的に促進するとともに、雇用する労働者の職業能力向上や企業の労働生産性の向上に資するよう、助成メニューの新設及び助成対象範囲を拡大する。

(2) 各コースの改正概要

① 人材開発支援コース助成金

教育訓練休暇付与コース内に長期教育訓練休暇制度を新設する。

また、一般訓練コース及び教育訓練休暇付与コースについて、新たに中小企業事業主以外の事業主を助成対象とする。

※ 人材開発支援助成金の助成メニューの一つである、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金についても、助成額等の見直しを予定しているが、この見直しは建設労働者の雇用の改善等に関する施策の一環として、職業安定分科会への諮問事項となる。

【現行制度の助成率・助成額一覧表】

| 支給対象となる訓練 | 対象 | 支給対象となる訓練又は制度 | 助成率・助成額 | |
|--------------|-----------------------|---|---|---|
| | | | | 生産性要件を満たす場合 |
| 人材開発支援コース助成金 | | | | |
| 一般訓練コース | 中小企業 事業主団体等 | 他の訓練コース以外の訓練 | OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成： 380円/時・人 | OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成： 480円/時・人 |
| 教育訓練休暇付与コース | 中小企業 | 有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 | 定額助成：30万円 | 定額助成：36万円 |



【制度改正後の助成率・助成額一覧表】

| 支給対象となる訓練 | 対象 | 支給対象となる訓練又は制度 | 助成率・助成額 | |
|--------------|----------------------|--|--|--|
| | | | | 生産性要件を満たす場合 |
| 人材開発支援コース助成金 | | | | |
| 一般訓練コース | 事業主 事業主団体等 | 他の訓練コース以外の訓練 | OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人 | OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人 |
| 教育訓練休暇付与コース | 事業主 | 有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 | 定額助成：30万円 | 定額助成：36万円 |
| | | <u>有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成</u> | <u>経費助成(定額)：20万円</u> <u>賃金助成(有給の場合)：</u> <u>6,000円/日・人</u> | <u>経費助成(定額)：24万円</u> <u>賃金助成(有給の場合)：</u> <u>7,200円/日・人</u> |

② 東日本大震災に伴う特例措置の延長

人材開発支援コース助成金の福島県に所在する事業主を対象とする特例措置について、平成 32 年 3 月 31 日まで延長する。

※助成率・助成額については平成 30 年度の内容から変更無し。

| ≪特例措置≫ () 内は中小企業事業主以外 | | | |
|------------------------|-----------|-------------|------------|
| | 経費助成 | 賃金助成 | OJT 実施助成 |
| 一般訓練コース | 1/2 (1/3) | 800 (400) 円 | — |
| 特定訓練コースのうち認定実習併用職業訓練 | 1/2 (1/3) | 800 (400) 円 | 700(600) 円 |

(参考)

| ≪平成 31 年度原則≫ () 内は中小企業事業主以外 | | | |
|------------------------------|--------------------|-----------|------------|
| | 経費助成 | 賃金助成 | OJT 実施助成 |
| 一般訓練コース | 30/100 | 380 円 | — |
| 特定訓練コースのうち認定実習併用職業訓練 | 45/100 (30/100) | 760(380)円 | 665(380) 円 |

3. 認定訓練助成事業費補助金

(1) 認定訓練助成事業費補助金の特例措置の延長

東日本大震災により被災した施設の復旧に係る施設費等の補助率の引上げに関する特例措置について、平成 32 年 3 月 31 日まで延長する。

【現行制度の概要】

平成 30 年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費及び設備費についての都道府県への補助率を 1/2 から 2/3 に引き上げるとともに、補助対象の経費全体に占める国庫負担割合の上限を 1/3 から 1/2 に引き上げる。

II. 施行期日等

1. この省令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. この省令の施行の日前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則に基づく措置を講じた事業主に対する各助成金の支給については、なお従前の例によるものとする等必要な経過措置を定める。
3. その他所要の規定の整備を行う。

特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）（仮称）

【特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）の見直し】

平成31年度予定額 987,700千円（1,078,600千円）（雇用勘定）

【課題】 就職氷河期に正社員就職の機会を逃した事等により離転職を繰り返してきた者は、正社員として安定した雇用に就くことが困難であることから平成29年より本助成金を創設。

⇒助成金の名称、要件等から当該助成金が活用されにくい状況がある。

見直し

【見直し内容】

○不安定な雇用に限らず、正社員経験が無い又は少なく、キャリア形成の機会がなかった事等から正社員就職が長続きしない者や非正規雇用を繰り返す者を対象とするよう見直し。

⇒助成金の名称変更【特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）（仮称）】

⇒対象労働者要件の見直し【従前の離転職要件を正社員としての雇用期間に変更】

支給要件等

1. 対象労働者：以下のいずれにも該当する者

①35歳以上60歳未満の者

②雇入れの日から直近10年間に5回以上離転職を繰り返してきた者

⇒【31年度からの見直し】正社員としての雇用期間が通算1年以下で、雇入れ日前1年間正社員として雇用されていない者

③ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある者

④安定した雇用を希望している者

2. 対象事業主：対象労働者を正社員で雇い入れた事業主

3. 支給額：対象労働者の正社員としての雇入れから6か月定着後に30(25)万円、1年定着後に30(25)万円

* 括弧内は中小企業以外

* 支給対象労働者が安易に離職をしないよう、「就職氷河期世代等正社員就職実現プラン」において

・支給対象労働者に対して就職支援ナビゲーター等が採用から定着まで一貫した支援を実施

・支給申請に併せて支給対象労働者の定着に対する取組状況等報告書を提出

＜支援の流れ＞

正社員就職後6月経過

第1回支給申請
(定着に対する取組状況
等報告書も提出)

正社員就職後1年経過

第2回支給申請
(定着に対する取組状況
等報告書も提出)

就職支援ナビゲーターによる定着支援



平成31年度人材開発支援助成金の各コース概要

※ 太字下線部は平成30年度からの変更箇所

| コース名 | 助成目的 | 業種・規模・対象者 | 助成内容 | 主な助成率・助成額 ※（ ）内は中小企業以外 |
|-----------------------------------|---|--|--|--|
| 特定訓練コース | 労働生産性の向上に資するなど、訓練効果が高い訓練を実施した場合に高い助成率・助成額で助成金を支給することにより、職業能力開発を促進する。 | 業 種：限定なし 規 模：事業主、事業主団体等 対象者：正社員労働者 | ・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練 に係る訓練を行った場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。 | OFF-JT 経費助成：45（30）％ 賃金助成：760（380）円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665（380）円/時・人 |
| 一般訓練コース | 他のコースに該当しない訓練について、幅広く助成金を支給することにより、企業内の人材育成を促進する。 | 業 種：限定なし 規 模： 事業主 、事業主団体等 対象者：正社員労働者 | 職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための訓練を行った場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成。 | OFF-JT 経費助成：30％ 賃金助成：380円/時・人 |
| 教育訓練休暇付与コース | 有給の教育訓練休暇制度を導入・実施した企業に対して助成金を支給することにより、労働者の自発的な職業能力開発の機会確保を促進する。 | 業 種：限定なし 規 模： 事業主 対象者：正社員労働者 | 有給の教育訓練休暇制度を導入し、3年間の間に以下の両方の要件を満たした場合に定額支給 ①企業規模に応じた最低人数がそれぞれ5日以上の休暇を取得 ②1年ごとの期間内に1人以上が休暇を取得 | 定額助成：30万円 |
| | 有給又は無給の長期教育訓練休暇制度を導入・実施した企業に対して助成金を支給することにより、労働者の自発的な職業能力開発の機会確保を促進する。 | 業 種：限定なし 規 模：事業主 対象者：正社員労働者 | 有給又は無給の長期教育訓練休暇制度を導入し、3年間の間に以下の両方の要件を満たした場合に支給 ①120日以上長期教育訓練休暇制度を新たに導入 ②被保険者に長期教育訓練休暇を付与し、休暇を取得 | 経費助成（定額）：20万円 賃金助成<有給の場合に限る>：6,000円/日・人 |
| 特別育成訓練コース （旧キャリアアップ助成金人材育成コース） | 非正規雇用労働者に職業訓練を実施した場合に助成金を支給することにより、正規雇用労働者等への転換、又は処遇の改善を図る。 | 業 種：限定なし 規 模：事業主 対象者：非正規雇用労働者 | ・一般職業訓練（OFF-JTのみ） ・有期実習型訓練（3～6ヵ月のOFF-JT+OJT） ・中小企業等担い手育成訓練（最長3年のOFF-JT+OJT） に係る訓練を行った場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。 | OFF-JT 経費助成：10万円～50万円/人 （7万円～30万円/人） 賃金助成：760（475）円/時・人 OJT 実施助成：760（665）円/時・人 |
| 建設労働者認定訓練コース （旧建設労働者確保育成助成金） | 能開法に規定する認定職業訓練又は指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成金を支給することにより、建設業における若年労働者等の育成と熟練技能の維持・向上を図る。 | 業種：建設業 規模：中小企業、中小事業主団体 対象者：限定なし | 能開法に規定する認定職業訓練又は指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成。 | 経費助成：補助対象経費の16.7％ 賃金助成： 3,800円/日・人 |
| 建設労働者技能実習コース （旧建設労働者確保育成助成金） | キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成金を支給することにより、建設業における若年労働者等の育成と熟練技能の維持・向上を図る。 | 業 種：建設業 規 模：中小企業、中小事業主団体（女性を対象に技能実習を実施する場合は、中小以外も可） 対象者：限定なし | ・安衛法による教習、技能講習、特別教育 ・能開法による技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則による登録基幹技能者講習 などの技能実習を行った場合に実習経費や実習期間中の賃金の一部を助成。 | ・20人以下の中小企業 経費助成：75％ 賃金助成：7,600円/日・人 〈8,360円/日・人〉※ ・上記以外の中小企業 経費助成：35歳未満 70％、35歳以上 45％ 賃金助成：6,650円/日・人 〈7,315円/日・人〉※ ・中小企業以外（女性を対象に技能実習を行った場合のみ） 経費助成：60％ （※）〈〉括弧内は建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合の支給額 |
| 障害者職業能力開発コース | 障害者（求職者）に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合の費用の一部を助成することにより、障害者の雇用促進と職場定着を図る。 | 業 種：限定なし 規 模：中小企業、中小企業以外、事業主団体、各種学校法人、社会福祉法人等 対象者：障害者 | ・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費（人件費、教材費等） に係る費用の一部を助成 | ・施設等 3/4【上限額：5,000万円、更新の場合は1,000万円】 ・運営費 4/5【上限額；1人当たり17万円】 |